

## 国家公務員制度担当大臣と公務員労働組合連絡会とのやりとり（概要）

日 時 平成27年8月6日（木）16:15～16:25  
場 所 合同庁舎8号館会議室  
出席者 先方）石原議長 外8名  
当方）有村国家公務員制度担当大臣、外7名  
案 件 人事院勧告に関する要求書の受取り

### 公務員連絡会

人事院は、本日、本年の給与改定のための勧告とフレックスタイム制を拡充する内容の勧告を行った。

本年の給与改定に関する勧告は、四半世紀ぶりに月例給、一時金のいずれについても2年連続の引上げとなった。人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや民間動向を踏まえたものである以上、勧告通り実施すべきものとする。

また、フレックスタイム制の拡充勧告については、女性職員活躍、ワークライフバランス確保の推進等に資するよう、具体化される必要がある。加えて、長年の課題である超過勤務の縮減について、抜本的な対策に踏み込み、働き方改革を着実に進めるべきとする。

有村大臣におかれては、公務員労働者が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、要求事項の実現に向けて最大限努力されることを要請する。

### 国家公務員制度担当大臣

公務員の方々が国民全体のために献身的に職務に当たられていること、東日本大震災の復興に向け、それぞれの持ち場で尽力されていることに対し、敬意を表する。

本日、人事院から給与改定に関する勧告が提出されたところであり、速やかに給与関係閣僚会議の開催をお願いし、その取扱いの検討に着手したいと考えている。

国家公務員の給与については、国家公務員の労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から、その取扱いの検討を進めてまいり所存。

また、フレックスタイム制の拡充については、昨年、国家公務員の女性活躍やワークライフバランスの推進の観点から政府が検討を要請したことも踏まえ、今回勧告がなされたものと認識している。この勧告を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたいと考えている。

－ 以 上 －

文責：内閣官房内閣人事局（速報のため、事後修正の可能性あり）